

キブツの価値観の検討

(その2)

ハリー・シェンケル
訳 百瀬直彦

民主主義と直接参加

手段価値としての相互信頼の直接の結果は、直接民主主義と、共同体の参加者による完全な社会活動の必要性である。もし、人間の相互関係(すなわち他人と共に行う自己分析、相互理解と相互援助)に全力で取り組むことが人間にとって根本的であるとすると、誰もが能力の限りにおいて採決、社会活動に参加し、責任を負わなければならない。こうするひとは様々な「情況」にぶつかると。——自身にまた他人と向かいあう。自身、また他人のために様々な決定を下さなければならぬ。自由への途上で共同の事業を發展させる。自分の客観条件を探し出す。自分の能力を実際を知る。自分自身についてよく知るようになる。——そのうえに、このようなひとは自身の特異な才能を見出し、また他人にもそうさせる。この意味するところは、自分自身の自由を求めるひとは、共同の問題を解決し、全員を向上させるにあたって、社会的責任を最大限に負わなければならない、ということである。しかしながら、西欧社会で行われて

いる民主主義は十分ではない。直接民主主義のみが人間の十全な発展に役立つものである。権利には、法的権利と道徳的権利の二種類がある。法的権利は道徳的でも非道徳的でも、また中立的でもありうる。法律的権利というものは、政府その他の権威、あるいは習慣、伝統によって与えられるものである。一方、道徳的権利は、ひとびとが自然で、神聖と思うところのものであり、人間性そのものから発生するもので、犯されるべきものではない。

この二種類の権利のあいだで衝突のおこる可能性は当然ある。(歴史の中には人民の道徳的権利と思われるもののために、権力に対する闘争の行なわれた例がたくさんある。) 今日では、多かれ少なかれ、民主主義国においては二つの権利を調和させることに成功している。市民の法律的権利は道徳的権利と同等である。しかし、不幸なことには、社会的、政治的、経済的な国家の構成のために、現実的にはそれらの権利を行使することをほばまわっている。たとえば、市民は、たてまえ上は最小限度の年数の教育を受ける権利を擁している。ひとまえ上は、市民は立法府で好むように代表されている。たてまえ上は、市民は

好きだけかけられるようになってい。しかし実際には、現在の『社会文明』がそうである以上、多くの、否、ほとんどのひとは権利を行使することができずにいる。この状況の名称としては、組み込まれた、あるいは、制度化した不平等といえようか。

このような事情の理由を分析するのが目的ではない。このような状態が人間を自由に向かわせることはない、と言えは足りる。(勿論、自由は道徳的権利である。) あきらかに、自由のためには法的権利と道徳的権利の調和が必要である。しかし、民主主義国といわれる、今のべたような状況下においては、ひとは自分の生活を律することから、社会の変革に一石を投じることから、望むように自分の要求の面倒をみることから遠ざけられている。かれも、また他の人間も、かれのそうする権利を十分認めていながらである。自由を求める人間はこのような状況のもとにあつてはならない。もしも、自分の道を自分で決定することができないようだと、自由への最善の道を決定することができず、社会関係と自分の責任とを深化することができず、自分の才能を正しく伸ばすことができず、自分の欲求をコ

てみると、この二人の価値観、願望、行動は調和していると見えよう。しかし、実際には二人は憎みあい、不信を抱きあう。なぜ? 一人の主要な欲求が排他的なものだからである。つまり、たとえ同じ願望をいだいたとしても、ひとりの成功は他のひとりの失敗である。結局、共通の価値というものが、だれも排斥せず、だれの犠牲も必要とせず、すべてのひとによって達成されるときだけ、連帯は可能であるといえる。このゆえに、もつとも建設的な価値とは、まさに自由をすすめる価値である。だから、共通の価値は物質的繁栄、地位、力、美(本質的に排他的)などではなく、才能の開発、相互理解と相互信頼、協力と共同責任、人間関係のゆたかさ、などに集約されるべきである。もしも、ひとびとが『低次』の価値をめざすと、至高の目標からは外れてしまう。(低次の欲求の満足すらも得られずに終るのが大部分である。) 結論として、自由を求めるものは価値、活動、行為の基礎を、まさに連帯を強化する価値——援助、愛、相互信頼、協力——に置かねばならない。

以上の説明により、連帯が自由への道の欠かせない一段階であることがわかる。

ントロールすることができない。私たちの見解によると、その問題はすべてのメンバーが直接、採決、社会政策の決定に参加できる直接民主主義によってのみ解決できると思われる。この権利を代表者に依託するやいなや、かれは自由への機会を撤回することになる。直接民主主義においては、かれはすぐに自分自身に、また他人に責任ある立場に立つ。選択権を持ち、自身と取り組むことが可能であり、生きている立場を分析し、要求をいかに満足させるか決定することができる。かれは理屈でなしに、実際に法的、と同時に道徳的な権利を享受する。

共同体との一体感のためには、ひとが社会の中心部——単に中心部に近く、あるいは中心部にいると規定されているばかりでなく、実際に社会的問題の採決の焦点——にいることが重要である。そして、はじめ、かれは他人と協調して自分の生活を自由に導いていくという気持を味わう。

最後に、直接民主主義は、責任感、社会活動とあいまって、人間の自由にとって重要な何か——自尊心——を与えるのである。

平等

私たちはわざと平等に関する議論を最後にもちこした。すでに労働、相互信頼、民主主義、連帯など、自由の達成のための手段について論じたときに、平等のいくつかの面について考えてきたからである。

自由は、閉じられた個人的なものでないこととはのべた。関係の枠組の中においてのみ可能である。二つの理由がある。(1)社会的な関係によって自由のための客観条件がととのう。(2)自由を得るためには、社会の成員は、低次の欲求や価値のために不相応に重荷を負わされなければならない。

このように、自由を求めるひとびとのあいだには平等がなくてはならないことになる。なぜかという、社会的な不平等のあるところでは、下層のひとびとは目的を達するために社会の同階層の仲間と競争することを余儀なくされるからである。社会的平等の状態によつてのみ、他人を低次のあるいは排他的な欲求のための手段として使わずに済むことが保証される。さらに、平等なしには相互信頼が

連帯感

『相互関係』という考え方自体によって社会的連帯——その本質、広がり、密度——という問題が提起される。社会のことを語るにあたって、ひとびとのあいだをまとめるのに必要な、ふたつの要因がある。(a)ひとびとの願望と価値感。(b)ひとびとの実際の行動。社会のまとまりに必要な三つの条件がある。(1)ひとびとの願望と価値観が調和していること。(2)成員の行動様式が調和のとれていること。(3)願望と価値観の間に調和がある反面、活動とふるまいのあいだに調和があること。

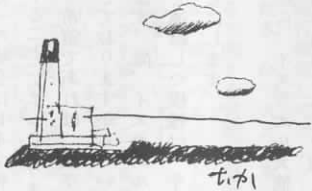
これら前提条件なしには社会的なまとまり——社会の中の連帯——はありえない。さらにもうひとつの条件が必須である。願望と価値観は相互援助、信頼、愛のもとで、互の理解を深めあうものでなくてはならない。たとえばこう想定してみよう。二人の男が同時に一人の女の子に恋したとする。二人とも同じ願望を持っている。——彼女と一緒にいたい。——二人ともその願望にもとづいて行動する。理論的には上に述べたことにてらし

ありえない。奪われている者は、略奪する者の善意を信することはできない。平等であると思われ、またそう扱われる場合にのみ、自由に向かつての努力が無意味に思われない。そうすることによってはじめて自由が到達できる。

あきらかにこの種の自由は社会生活の各場面に見られなくてはならない。そのひとつは労働であり、そこにおいてひとは完全な共同経営者(すなわち他のひとびとと同等である)でなくては自由とは感じないことはすでに述べた。さらに、連帯についても、信頼、援助、協力、尊敬、愛が必要であるからには、連帯も、なにかひとつ、たとえば自尊心、他人への尊重を欠いた状態では成り立たない。連帯もまた平等の上に建てられねばならない。

民主主義の領域においては、ソクラテスの言葉を思い浮かべた。——完全な社会は自由に向かつて共に努力している完全な個人の集まりである。だれかが他人より良い、悪いということとはなく、公式的な指導者はおらず、略奪者も被略奪者もない。かくして、この社会の住人は道徳的にのみ平等なのである。付け加えるべきことは、自由の邪魔をする社会的衝突(健康的で建設的な競争に対しての)

第四次中東戦争とキブツ研修生



手塚 信吉

第四次中東戦争勃発

突如として勃発した第四次中東戦争を耳にしたのは十月六日夜のテレビ放送であったが、ヨナム・キブール（贖罪日）の虚を突いてスエズ東岸とゴラン高原に一拳に進出してきたアラブ軍の戦況から推察して、これは容易ではないと推察したので、第一に気になるのはイスラエル滞在中のキブツ研修生の安否であり、第二に第十二回キブツ研修生の去就であった。

もちろん、キブツ研修生の家族の方々から頻りに安否を気づかう電話や、直接来訪される方もあつて応接にいとまのない有様であったが、イスラエル滞在中の研修生世話係に国際電話などで連絡をとりつつ安全対策を進めて来た。

現地からの報告では、イスラエル国内は平靜であり、日本の研修生も不安はない。ただ、夜間の灯火管制と、キブツの若者たちが応召されて行くので、戦争の勃発を意識するぐらいのことであつた。

八日にはイスラエル大使およびシエレフ参事官を訪れて、戦況その他の成り行きを尋ね

いて十分に調査してみる必要がある。——民
主主義的手続き、相互信頼の程度、実際の協
力のぐあい、個人的発展を許す度合い、人間
価値の程度、自由の条件の推進役としての労
働、など。——メンバーの言うところのこと
ばかりでなく、実際にするところのことを調
査すべきである。キブツが、ダイナミックに
継続することを望むならば、次の四段階の行
動を要請したい。

(1)キブツ社会における自由の実現のために
望ましく、必要な価値体系、人間関係のあり
方が分析されねばならない。（本稿の主題）
(2)キブツ・メンバーの価値観、そこから生じ
るキブツ社会の構成が検討されねばならない。
(3)私たちの理想像と現実とが比べられねばな
らない。(4)環境と、自然な社会的な事情の許
す限りにおいて、現実と自由の実現が対立す
る場合には、ちゅうちょなく変革がすすめら
れねばならない。

キブツの日常生活における、平等、学習、
個人的問題、農場計画などの問題についての
集団討議に意味があるとすれば、前記のよ
うな考え、実践が欠かせないと思われる。

だが、頗る楽観論であつた。更に日本の外務
省中近東課、領事課を訪ずれ、現地状況を承
ると同時に万一の場合の対策などを打合わせ
たのであつた。

第十二回キブツ研修生一行十九名は、十月
十三日午前十一時横浜港出帆の子定で準備万
般終了していたが、戦局安定まで出発を延期
することにし、各研修生に連絡した。

研修生家族会を開催

その後の状況をみると、戦争の長期化も予
想され、各家族の方々も心痛のあまり頻りに
電話もあるので、一度、家族会を開催して近
況を報告かたがた安全対策などの打合わせを
するため、十八日午後一時から家の光協会に
おいて開催した。

当日の出席者は約三十名、まず宮部理事長
が今回の家族会開催の主旨を述べたあと、大
要次のような挨拶をした。

「突然の中東戦争勃発で、御家族の皆様には
心痛のことと拝察申し上げます。当協会では、
戦争勃発と同時に、イスラエル大使館とも、
日本の外務省とも連絡をとり、万一の場合の
安全対策を打合わせております。

一方、現地イスラエル滞在中の研修生世話

は、排他的な利益グループのあることからお
ころることが多い。このような圧力団体は、利益
のために、法的に、あるいは不法にできごと
を、また社会の構造をコントロールしようと
する。ということとは、つまり、このような圧
力団体が自分たちの利益のためにのみ行動し、
他人の利益に明白に対立する限り、相互信頼
完全な協力はありません。結論は互いに
闘いあふ必要、あるいは欲求のてこないよう
に、メンバーのあいだでの自他の尊重、政治
経済的平等が必要だということである。
つまり、社会の構成員のあいだでの力関係
は、ほぼ平等であることが要請される。——公
平な参加、大体平等な社会的地位、そして共
通の利益、——これらすべてによって社会の
成員は、価値と権利の平等、自己実現の平等
な機会を得ることができる。これらメンバ
ーのあいだでの意見の違いは、排他的な利益の
擁護から起こるのではなく、物事の本質と外
見に関する見方の違いから発生している。そ
して奇しくも、このような意見の違いによつ
てのみ、みんなはお互いに誠実になれ、開放
的で、相互信頼、自由への共同の努力意識に
裏打ちされている。

最後に、強調しておかねばならないのは、
真の平等と画一のあいだには大きな差がある
ということである。画一は人間に互いに同質
であることを要求する。画一の提唱者がたと
え画一が平等の一種であると説こうとも、本
心はひとびとに関心などない。言うことにも
つともなこともあるが、私たちが自由への手
段とみなす種類の平等とは言えない。ひとの
個人的な才能を伸ばす（そして日常生活にそ
れを応用する）ことと平等はちがわらない。
そのような才能の発展は、才能の種類や程度
の差にもかかわらず、各人ができる限りのこ
とを実現しているという意味において平等で
ある。個人が可能な限り自分の自由を進展さ
せるところに平等はある。他方、画一は自由
とはかちあい、上から命令を下すことによつ
て画一を達成する方法も好ましくない。画一
は人間に選択する機会を許さず、責任をとる
ことも許されない。

キブツはメンバーの自由をめざす社会であ
る。「めざす」という言葉は重要である。と
いうのは、根本的な研究によつてのみ、はた
してキブツに客観的、主観的な自由の達成に
要求される条件が本当にあるかどうか知るこ
とができるからである。次のような現象につ

係と連絡をとっておりますが、イスラエル国内は平静であり、何の心配もないと申しております。しかし、万一の場合は日本大使館の指示に従って行動することになっております。また、引揚げ帰国を希望であれば、航空機もヨーロッパとは通じておりますから、いつても帰ることができません。尚、イスラエル大使館や日本の外務省と連絡した模様は、手塚理事から報告することになります。」

次いで手塚理事から、イスラエル大使館、日本の外務省等訪問の内容に私見を加えて大要左の如き報告、挨拶をした。

「実は一時間前までイスラエル大使と会談しておりましたが、それほど心配しているようすもありませんでした。また、外務省でも同じ意見でありました。これらの意見を総合して私見を述べますと、ヨシム・キプールの虚を突かれたイスラエルは、緒戦の数日は大分苦戦のようでしたが、一週間ぐらいで大勢は挽回され、シリア、エジプト領に反撃中らしいです。しかし、米ソ両国が双方とも戦争不拡大方針であり、国連も動き出しておりますので、中東戦争も山を越したと見てよいと思いますが、帰国が希望であればいつでも帰

ることができそうですので、御本人と打合わせの上で決定して頂きたい。グループ研修期間は終了しておりますので契約上の拘束もありません。尚、詳細の打合わせは、イスラエル滞在歴前後三年の体験をもつ奥村常務理事と話合せて頂きたい。」

次いで奥村常務が、日本外務省との話合い結果、およびキプツ生活の体験から次のように述べた。

「万一の場合でも、イスラエル国内ではキプツに居るのが最も安全であると思われれます。今回の戦争も、イスラエル国内が戦場になっているわけではなく、ゴラン高原とスエズ、シナイ半島西部で激戦が続いていますが、日本の研修生たちは平静安泰であると電話の度ごとに申しております。」

最後のキプツ研修生である第十一回グループも、研修期間を終わっていきまして、当協会に拘束力があるわけではなく、皆さんのお気持ちを研修生にお伝えしても、帰国を指示することはできませんので、御家族の方々が研修生に勧めていただかなければなりません。航空機はヨーロッパとの間を通っておりますから、旅費さえあればいつでも帰れます。送金につきましても、電報送金ならできます。しかし、

そんな心配することはないでしょう。尚、何なりと御相談下されれば便宜を計ります。」

その後は話合いの会となり、質疑応答があつて午後四時散会した。

イスラエル大使館の説明会

十月二十三日午後七時から、イスラエル大使館において今回の戦争に関する説明会があり、キプツ関係者などイスラエルとの関係の深い人々が二十余名出席、ロン・エータン大使から、大要左の如き説明があつた。

「今回の第四次中東戦争は、アラブ側の仕かけた戦争であり、不意を突かれて二、三日間はイスラエル軍も苦戦したことは事実ですが、その後は戦局が好転し、まずシリア戦線では、ゴラン高原から逆にシリア領に進攻し、首都ダマスカスに四十キロの地点まで前進して、シリア軍はほとんど壊滅状態にあります。ゲリラ部隊はレバノン領から、北部国境近くのキプツやモシヤブにカチューシャ砲を打込んでいますが、今までのところでは、イスラエルはこれに反撃を加えておりませんが、ゲリラの攻撃が続くようならば、イスラエル軍はこれに反撃を加えるでしょう。今までに私達が受取った情報では、ゲリラの攻撃によ

真疑のほどは？

って死者一名、負傷者数名が出ております。シリア戦線でも、ソ連製ミサイルになやませられ、緒戦の第一、二日は当方の航空機もかなりの損失を被りましたが、そのミサイル基地もほとんど壊滅したので、今は心配はありません。

イラク軍やヨルダン援軍もシリア戦線に出撃していると言われていますが、それらはほとんどがダマスカス市の守備にあつています。

スエズ戦線では、最初の一週間はイスラエル軍の苦戦が伝えられましたが、主力軍が出撃してから依然イスラエル軍が攻勢に出て、遂にスエズ運河を強行渡河してエジプト軍のミサイル基地をたたき、かつスエズ東岸に侵攻したエジプト軍を包囲する目的で急進し、二十三日現在、スエズ西岸のエジプト領土を一千三百平方キロ占領しています。

これに対してエジプト軍がスエズ東岸を約五百平方キロ程制圧しています。イスラエル海軍は小規模なものです。二週間の戦闘でシリア海岸もエジプト海岸もほとんどせん滅してしまいました。

今日の報道によりますと、国連安保理事会で米ソ両国の共同提案で中東戦争停戦決議案

が採決され、イスラエルは直ちにこれを受諾し、エジプトもこれを受入れました。尚、シリア側は内部意見がまとまらないようですが、結局は受諾するものと思われれます。

イスラエルでは、今回のようなアラブ側の攻撃が、一九六七年の六日戦争以前の国境から仕かけられたら、イスラエルはいったいどんなことになっていただろうかと戦慄を覚え、あらためてその恐怖を実感として受けとめています。今度の戦争では、アラブ側はイスラエルを六日戦争で占領したアラブの領土から撃退することを目標に掲げていますが、今まで彼等はイスラエル国家の存在を認めようとしませんでしたから、イスラエルとしては安全の保証のないまま引きさがることはできません。私達は心から永久平和を望むものであります。どうか正しく御理解下さいませう御願いたします。」

戦果や戦争によるイスラエル側の損失について質問がしたが、立場公表できない様子で、戦争不拡大方針について熱心であり、好感がもてた。

さて、激戦二週間余り、近代戦争の先端を行く代理戦争、背後で操る米ソ両国が心配して、筆から駒がたたら大変だと世界中が心配していた。だが、アメリカもソ連も大戦に突入できる状態ではない。理由解説の必要はあるまい。朝鮮戦争もベトナム戦争も、中東戦争も、誰が考えても代理戦争とみるが、それはあまりにも悲惨な殺人行為だ。当事国間で真剣に考えてもらいたい。イスラエル、アラブ双方に理由も感情もあるうが、憎しみ合つて三文の得もあるまい。イスラエルにもアラブにも、同じ東亜の日本人として、友国の不幸をみるに忍びない。

イスラエル大使は発表を秘したが、二十四日の朝日新聞は、ロイター通信として両軍の損害を発表している。わずかに二週間の戦いとしては、その損失に驚かされる。

米国防総省に入った報告によると、二十三日現在でスエズ西岸のエジプト領を占領しているイスラエル軍は五百台の戦車を持つ一万余人、これが一千三百平方キロの地域に展開している。

停戦発効までの十七日間の戦闘で、アラブ

諸国は一万五千——一万六千人の死傷者を出し、イスラエル側の死傷者は三千五百——四千人という。アラブ側は四百五十機の戦闘機と二千台の戦車、装甲車を失い、イスラエル側は二百五十機の戦闘機と九百台の戦車、装甲車を失った。

尚、同日イスラエル軍が発表したところによると、停戦までの十七日間にイスラエル軍は、エジプト軍戦車一千台、空軍機二百四十機を、シリア軍戦車一千台、空軍機二百二十機を破壊、撃墜したという。

一方、エジプト軍の非公式推定では、スエズ戦線におけるイスラエル軍の損害は、戦車六百七十台、空軍機三十八機。エジプト軍の損害は戦車二百台、空軍機五十七機といっている。

真疑のほどは時を待ち、正論を待つ外はないが、国土面積三万平方キロ余り、人口三百万人で日本の一県ぐらいの小国イスラエルの深手は痛いであろう。勝つて兜の緒をしめ忘れたクヤン將軍への風当たりが強いらしいが、内紛のないよう自重を祈る。今後の世界は、ハト派に味方するであろう。何とかきつかけをつくってアラブ民族と握手し、中東全域の砂漠開拓の先生になって貰いたい。

第十二回キブツ研修生出発

第十二回キブツ研修生一行十五名は、十一月二十日午後零時十分、羽田空港からエアフランスのジャンボジェット機で、空路イスラエルのロッド空港に直行した。一行は、十月十三日ソ連経由で出発する予定であったが、直前になって第四次中東戦争が勃発したため、出発が延期になっていた。中東戦争が始まる前は、十九名で行くことになっていたが、その後四名が中止し、最終的には世話係の青木浩信氏を含めて男七名、女八名の計十五名となった。

石油問題とからんで、世界の関心は、いま中東に集中しているが、アラブとイスラエルの対立が解消され、中東紛争が根本的に解決するためには、まだまだ長い時間がかかり、その間に幾多の曲折が予想される。

しかし、日本協同体協会では、国境近くのキブツには研修生を派遣しておらず、キブツに於ける研修生の生活が危険になるようなことはなからうとの判断から、それでも、日本大使館から、万一の場合、国外へ



キブツ研修生を乗せて飛びたつAFジャンボ

の退去等の指示があれば、それに従うことを確認して今回の派遣に踏み切った。

彼等は来年五月二十日まで半年間、グループでキブツ・ギネガールに滞在し、グループ解散後は、各自の自由行動となる。第四次中東戦争後のキブツが、彼等の中でどのように消化されて行くか、彼等からの便りを待とう。